

## 匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成27年8月24日(月)午後3時から午後4時40分まで

2 開催場所 市民ふれあいセンター視聴覚室

3 出席委員(22名)

1番 佐藤正剛 委員	2番 穴澤久男 委員
3番 塚本繁雄 委員	4番 安藤幸春 委員
5番 大木章寿 委員	6番 佐藤喜巳 委員
7番 石毛甲子男 委員	8番 郡司武幸 委員
9番 今井睦子 委員	10番 石田利之 委員
11番 大木丈雄 委員	12番 伊藤栄治 委員
13番 椎名正和 委員	14番 山崎幸治 委員
16番 久古浩二 委員	17番 大木寛 委員
18番 渡邊弘仁 委員	19番 熱田幸子 委員
20番 川口京子 委員	21番 太田忠治 委員
22番 菱木信治 委員	23番 大木一夫 委員

4 欠席委員(1名)

15番 伊藤喜信 委員

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 10件

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について  
2件

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について  
10件

議案第4号 農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について  
1件

議案第5号 平成27年度第3次農用地利用集積計画(案)について  
(別冊)

報告事項 利用権の中途解約に係る通知について 1件

その他

6 事務局職員出席者

(農業委員会事務局)

事務局長ほか3名

(産業振興課)

職員 2 名

## 7 会議の概要

事務局 　ただ今から平成 27 年 8 月定例農業委員会総会を開会いたします。  
はじめに、大木会長から御挨拶をお願いいたします。

大木会長 　委員の皆さん、本日は誠に御苦勞様です。  
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、ち  
ゆう心より感謝申し上げます。

事務局 　本日、出席委員は 23 名中 22 名で定足数に達しておりますので、総会  
は成立しております。  
それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めること  
となっておりますので、以降の議事の進行は大木会長にお願いします。

議 長 　これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員の指名を議題とい  
たします。  
お諮りいたします。議事録署名人の指名でございますが、議長指名にて  
御異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議 長 　御異議なしと認めます。  
よって議事録署名委員は、3 番塚本繁雄委員、4 番安藤幸春委員を指名  
いたします。  
以上で日程第 1 を終わります。

議 長 　続きまして、日程第 2 の議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申  
請について」を議題といたします。なお、本議案には、今井睦子委員が関  
係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第 24 条  
の規定に基づく、議事参与の制限により、該当する事案と分けて審議、採  
決します。最初に 5 番について、事務局から議案の説明をお願いします。  
今井委員は退席をお願いします。

（今井委員退席）

事務局 　それでは、議案第 1 号の番号 5 番は所有権移転に関する件であります。

【議案第 1 号、番号 5 番を議案書を基に朗読】

番号5番について、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上で議案の説明を終わります。

議 長 　　ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

16番 　　番号5番について、現在、事業中の基盤整備事業の中で互いの農地を交換し作業の効率化を図るもので、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われま。

議 長 　　ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

（質問、意見なし）

議 長 　　議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」番号5番の質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議 長 　　御異議ないものと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」番号5番について採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議 長 　　挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 　　今井睦子委員が着席されましたので、引き続き議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 　　議案第1号、番号1番から4番までと9番と10番は所有権移転に関する件、6番から8番までは賃借権に関する件であります。

【議案第1号、番号5番を除き議案書を基に朗読】

番号5番を除き、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上で議案の説明を終わります。

議 長 　ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

9 番 　番号1番と2番について、現在、事業中の基盤整備事業の中で互いの農地を交換し作業の効率化を図るもので、両者とも意欲的に営農をしており問題ないと思われま

す。  
番号3番と4番について、現在、事業中の基盤整備事業の中で互いの農地を交換し作業の効率化を図るもので、両者とも意欲的に営農をしており問題ないと思われま

す。  
番号6番について、後継者は意欲的に営農をしており問題ないと思われま

す。  
番号7番と8番について、後継者は意欲的に営農をしており問題ないと思われま

4 番 　番号9番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われま

2 番 　番号10番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われま

議 長 　ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

（質問、意見なし）

議 長 　議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」番号5番を除き質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議 長 　御異議ないものと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」番号5番を除き採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議 長 　挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。なお、番号1番については平成27年8月20日に申請人から申請書の取下願いが提出されましたので、報告いたします。

番号2番と3番について、事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第2号の議案書を御覧ください。

**【議案第2号、番号2番及び3番を議案書を基に朗読】**

番号2番は、田1,700㎡を埋め立て、畑にする計画です。

番号3番は、専用住宅及び魚干場用地として畑計1,036㎡を計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

20番 番号2番について、申請地を埋め立て、畑として利用するもので、申請人は意欲的に営農をされており問題ないと思われます。また、周辺農地への影響もないと思います。

2番 番号3番について、専用住宅及び申請者が経営をしている水産加工業の魚干場を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」の質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第3号の議案書を御覧ください。

**【議案第3号、番号1番から10番までを議案書を基に朗読】**

番号1番は、貸住宅展示場用地として現況畑計658㎡を譲り受け、計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番と3番は、譲受人は同一人です。専用住宅用地及び貸駐車場、進入路用地として畑672㎡を譲り受け、計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号4番は、専用住宅用地として畑353㎡を譲り受け、計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号5番と6番は、進入路用地として一時転用するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号7番は、太陽光発電設備用地として畑879㎡を借り受け、計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号8番は、仮設事務所、資材置き場及び駐車場用地として一時転用するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号9番は、宅地拡張用地として畑26㎡を譲り受け、計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号10番は、通路用地として畑26㎡の内8.64㎡を借り受け、計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

22番 番号1番について、申請者は住宅建築販売業を営っていますが、事業拡大のため現在の住宅展示場の隣接地に畑計658㎡を譲り受け、新たに住宅展示場を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

6番 番号2番について、申請者は現在子供と同居していますが、子供の結婚

に伴い手狭となるため畑672㎡の内421㎡を譲り受け、専用住宅を計画するものです。申請地は第3種農地に該当すると思います。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

番号3番について、番号2番と同一人です。申請地を貸駐車場及び進入路用地として畑672㎡の内251㎡を譲り受け計画するものです。駐車場設置に対する要望書が提出されています。申請地は第3種農地に該当すると思います。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

11番 番号4番について、現在、申請者は自宅敷地内に申請者が経営している会社の事務所及び倉庫があり、事業拡大と共に手狭となったため、畑353㎡を譲り受け、新たに専用住宅を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。資金計画も良好であり、農地区分や転用目的に問題ありません。

20番 番号5番と6番について、申請人は同一人です。議案第2号の番号2番の関連案件です。水田を埋め立てる際に進入用道路として使用するため一時転用するものです。事業終了後速やかに農地に復元するとの誓約書も提出されています。また、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

4番 番号7番について、申請地に太陽光発電施設を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

番号8番について、当該地区で実施している土地改良事業に伴い受注した施工業者が仮設事務所、資材置き場及び駐車場用地を計画するものです。

一時転用であり周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

19番 番号9番について、申請人が所有する自宅敷地は狭く、駐車場が不足していることから、自宅隣接地の畑28㎡を譲り受け、駐車場を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

番号10番について、番号9番に関連する案件です。申請者が計画する駐車場へ進入する通路として、畑26㎡の内8.64㎡を借り受け、計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第4号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 今月の農地のあっせん申し出は、1件でございます。  
あっせん申出番号1番については、畑1筆を売買又は賃貸したいとのことです。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議ないものと認め、あっせん申出番号1番のあっせん委員に4番安藤幸春委員、6番佐藤喜巳委員、21番太田忠治委員を選出したいと考えますが、御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議なしと認め議案第4号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第4号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」採決に入ります。

あっせん申出番号1番のあっせん委員に4番安藤幸春委員、6番佐藤喜巳委員、21番太田忠治委員を選出することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって、あっせん委員は、左様決定いたしました。

議 長 次に、議案第5号「平成27年度第3次農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。本案につきましては、去る21日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について報告をお願いします。

**【農地銀行運営委員会からの報告】**

議 長 農地銀行運営委員会からの報告が終わりました。引き続き、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第5号の別冊議案書を御覧ください。

**【議案書に基づいて農用地利用集積計画の内容を説明】**

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認めます。  
お諮りいたします。議案第5号「平成27年度第3次農用地利用集積計画(案)について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、採決に入ります。  
議案第5号「平成27年度第3次農用地利用集積計画(案)について」原

案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。  
(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局 利用権の中途解約に係る通知について1件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議 長 ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。  
  
(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。  
以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

議 長 本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	10件
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について	2件
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について	10件
議案第4号 農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について	1件
議案第5号 平成27年度第3次農用地利用集積計画(案)について	(別冊)
報告事項 利用権の中途解約に係る通知について	1件

でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。  
また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、平成27年8月24日の匠瑳市農業委員会の定例総会を閉会いたします。